

証券コード 8918
2019年5月15日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区北幸二丁目8番29号
株式会社 ラ ン ド
代表取締役社長 松 谷 昌 樹

第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月29日（水曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

当社指定の議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスのうえ、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、2019年5月29日（水曜日）午後7時までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、34頁から35頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|---|
| 1. 日 時 | 2019年5月30日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。） |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第23期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件 |

決 議 事 項

- 第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 議決権行使のお取り扱い

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.land.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知記載のもの、その他、上記の当社ウェブサイトに掲載した事項も含まれております。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.land.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などを背景に引き続き緩やかな回復基調が続いておりました。しかしながら、米国の政策動向に伴う影響や、わが国の地政学的リスクの高まり等の影響により、先行きが不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界におきましては、依然として事業用地取得競争の激化や建築価格の上昇など、懸念材料も多く、厳しい経営環境が続いてはいるものの、当社グループが新たに手掛けている太陽光発電所の流動化プロジェクト等の自然エネルギー関連投資事業につきましては、低金利や政府による経済政策を背景に、良好な資金調達環境を活用したエネルギーファンド等の組成が活発であり、大きなビジネスチャンスとなっております。

このような環境下において、当社グループは「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、経営基盤の強化を図るとともに、更なる企業価値の向上を目指し、最大限の努力を継続してまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は2,244百万円、営業利益は771百万円、経常利益は613百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は421百万円となりました。

各事業セグメントごとの業績につきましては、以下のとおりであります。

なお、当社グループは、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しております。

(不動産投資事業)

不動産投資事業につきましては、共同事業形式等による事業用不動産の引渡し等を行った結果、売上高は884百万円、営業利益は273百万円となりました。

(再生可能エネルギー関連投資事業)

再生可能エネルギー関連投資事業につきましては、共同事業先と手掛けております太陽光発電所等の流動化プロジェクトの売上等を計上した結果、売上高は1,158百万円、営業利益は982百万円となりました。

(その他事業)

その他事業につきましては、リノベーション事業における中古住宅等の引渡しを行った結果、売上高は201百万円、営業損失は21百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、金融機関からの借入と第9回及び第10回新株予約権の一部行使により、総額2,425百万円調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「豊かで快適な暮らしの創造」を企業理念とし、「永続的に成長し続ける」企業体の構築を目指し、新たな事業機会の創出を含めた収益基盤の構築を行うことで、環境変化に強い高収益な企業体質の確立を目指しております。

そのため、他社との差別化を推進し、長期的な競争優位性を維持しながら収益力向上を図るため、特に以下の内容を重要課題として取り組んでまいります。

①資金調達力の強化

当社グループは、収益力を強化し、強固な経営基盤を形成するためには、引き続き安定的な資金調達が課題であると認識しております。

そのため、更なる財務基盤の充実を図るとともに、当社グループの置かれている状況を総合的に勘案したうえで、円滑かつ多面的な資金調達を行ってまいります。

②事業基盤の拡充及び収益力の強化

当社グループは、当連結会計年度において、主に不動産事業の一類型である再生可能エネルギー関連投資事業における太陽光発電所の流動化プロジェクト等への投資を積極的に展開してまいりました。

当社グループと致しましては、今後のF I T価格の見直しに備え、現在、当社グループが手がけております太陽光案件の事業化に向け最大限の努力をするとともに、シナジー効果やリスク分散効果の観点から、バイオマス発電関連の案件や、不動産投資事業案件等にも引続き投資を行うことで、事業基盤の拡充及び収益力を強化してまいり所存であります。

③内部管理体制の強化

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、引き続き、経営の健全性と効率性を高めていくことが必要と考えており、こうした課題の実現に向けて、コーポレートガバナンス・コードに添って、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

また、コーポレート・ガバナンス強化の一環として内部統制システムに係る基本方針を制定しており、同基本方針の着実な運用に加え、責任ある経営体制の構築及び経営に対する監督機能の強化並びに透明性の向上に努めることで、一層の体制強化を図ってまいります。

当社グループは、以上のような経営方針の下、当社のオリジナリティを発揮した事業展開を推進することで、着実な企業価値の向上を実現してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

当社は、2018年3月1日付で株式会社T T S エナジーの全株式を取得したことにより、同社を連結子会社といたしました。

(6) 財産及び損益の状況の推移

項目 \ 期別	第 20 期 2016年 2 月期	第 21 期 2017年 2 月期	第 22 期 2018年 2 月期	第 23 期 (当連結会計年度) 2019年 2 月期
売上高 (千円)	852,896	4,331,472	4,372,039	2,244,687
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△683,584	787,475	1,341,070	613,420
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△995,441	864,493	1,203,664	421,727
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△2.69	2.00	1.80	0.36
総資産 (千円)	1,273,536	4,415,582	6,415,624	7,247,819
純資産 (千円)	359,113	2,208,506	3,652,171	6,070,249
1株当たり純資産額 (円)	0.97	3.98	4.70	4.21

(注) 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社TTSエナジー	1百万円	100.0%	再生可能エネルギー関連投資事業

(注) 1. 当社は、2018年3月1日付で株式会社TTSエナジーの全株式を取得したことにより、同社を連結子会社といたしました。
2. 上記の他、2社の連結子会社がございます。

(8) 主要な事業内容 (2019年2月28日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社3社で構成され、不動産事業を展開しており、「不動産投資事業」「再生可能エネルギー関連投資事業」「その他事業」を報告セグメントとして営業しております。
なお、各セグメントにおける事業内容は以下の通りであります。

セグメント区分	事業の内容
不動産投資事業	住宅用及び収益用不動産等の企画・開発・販売業務等（共同事業形式による不動産投資等を含む。）
再生可能エネルギー関連投資事業	太陽光発電所及びバイオマス発電所等の再生可能エネルギー関連施設の企画・開発（共同事業形式による再生可能エネルギー関連投資等を含む。）
その他事業	リノベーション事業（中古住宅のリノベーション販売） その他不動産関連事業

(9) 主要な営業所及び事業所（2019年 2 月28日現在）

当社

本社 ： 神奈川県横浜市西区

株式会社T T S エナジー

本社 ： 福岡県飯塚市

(10) 従業員の状況（2019年 2 月28日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	増減なし	42. 5歳	6. 9年

（注）使用人数は就業員数（当社から社外への出向者を除く。）であります。

(11) 主要な借入先の状況（2019年 2 月28日現在）

借 入 先	借入金残高
	千円
有限会社シーライフ	274, 551
株式会社SBJ銀行	263, 000
株式会社きらぼし銀行	109, 500

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	1,481,146,000株
	A種種類株式	2,750,000株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	1,440,726,003株
		（自己株式247,997株を除く）
(3) 株主数	普通株式	33,165名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
松谷昌樹	普通株式 220,000,000株	15.27%
株式会社ランドコーポレーション	普通株式 160,000,000	11.10
渡壁謙二	普通株式 76,744,400	5.32
岡秀朋	普通株式 34,580,400	2.40
ENDEAVOR STRATEGIES LP	普通株式 33,333,300	2.31
Japan Opportunities Master Fund Ltd.	普通株式 33,333,300	2.31
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY	普通株式 33,325,400	2.31
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	普通株式 19,440,100	1.34
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口5）	普通株式 15,769,800	1.09
栗田智仁	普通株式 11,243,000	0.78

（注）持株比率は自己株式（普通株式247,997株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2019年2月21日開催の取締役会の決議に基づき、同日付でA種種類株式2,750,000株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

第10回新株予約権（2016年5月31日開催の定時株主総会決議）

決議年月日	2016年5月31日
新株予約権の数（個）	110（注） 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	550,000,000（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注） 2
新株予約権の行使期間	自 2016年6月1日 至 2021年6月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 （注） 2 資本組入額 （注） 3
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する（注） 4
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注） 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、5,000,000株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、第10回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第10回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。ただし、かかる調整は株式数を増加させる方向でのみなしうるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより 1 円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

②新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、3円とする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社は、新株予約権の割当日以降いつでも、当社取締役会が新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めた場合は、取得の対象となる新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の到来をもって、新株予約権1個につき新株予約権1個あたりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する新株予約権の全部又は一部を取得することができる。新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

②新株予約権の新株予約権者は、前項の場合、取得日まで新株予約権を行使することができないものとし、新株予約権の行使請求方法の定めにかかわらず、当社は、新株予約権の行使請求に応じる義務を負わない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2019年2月28日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松 谷 昌 樹	
常務取締役	佐 瀬 雅 昭	管理部長
常務取締役	渡 部 隆	経営企画部長
取締役 (常勤監査等委員)役	齊 藤 守 人	
取締役 (監査等委員)役	五 十 嵐 啓 二	日比谷見附法律事務所 代表
取締役 (監査等委員)役	大 畑 俊 信	大畑俊信税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏、五十嵐啓二氏、大畑俊信氏の3氏は社外取締役であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏及び大畑俊信氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役（監査等委員）齊藤守人氏は常勤の監査等委員であります。
常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の社内からの情報収集を円滑に進めるため及び内部監査部門との緊密なやりとりを通じた連携の実効性の確保のため必要と判断しているためです。
5. 取締役神田威志氏は、任期満了により2018年5月24日付で退任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に業務執行取締役を除く取締役（以下、「非業務執行取締役」という。）の責任限定契約に関する規定を設けており、当社と各非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）五十嵐啓二氏は、日比谷見附法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）大畑俊信氏は、大畑俊信税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度中の取締役会及び監査等委員会での活動状況

氏 名	主な活動内容
齊 藤 守 人	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
五 十 嵐 啓 二	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
大 畑 俊 信	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、また、監査等委員会13回全てに出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

- 取締役（監査等委員を除く。） 4名 108,900千円
取締役（監査等委員） 3名 15,600千円（うち社外3名15,600千円）
(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2017年5月25日開催の第21回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額3,000万円以内と決議いただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人元和

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金額（千円）
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

(4) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「企業理念」「経営理念」に基づき誠実に行動し、コンプライアンス重視の姿勢を周知徹底するため、取締役及び使用人に対して、関連諸法令に関する教育の充実等に努める。
- ② 業務監査部門として社長直轄の内部監査室を設置し、内部統制システムの強化を行う。

(2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、会計監査人等が閲覧、謄写できる状態に管理する。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の作成・保存・管理状況については、監査等委員会の監査を受ける。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 会社の損失の危険については、それぞれの担当部署において、予見されるリスクの分析と識別を行い、必要に応じ、プロジェクトチームを設置し、当該リスクに関する規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とする。
- ② 各担当部署長は、内在するリスクを把握・分析・評価した上で適切な対策を実施するとともに、その管理状況を監督する。また、当該リスクの軽減に取り組む。
- ③ 内部監査室は内部監査規程に基づき、各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。

(4) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定例の取締役会を原則として毎月一回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- ② 投資に関する案件は、原則として投資委員会の審議を要するものとする。当該投資委員会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び担当部署長により構成され、常勤監査等委員の立会いのもと、必要に応じて開催する。

(5) 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 関係会社（子会社）の管理は、当社規程に従い、当社の管理部と、当該関係会社の日常管理を行う業務管理部門とが連携・調整を図り、協力して行う。
- ② 関係会社には、必要に応じて取締役又は監査役として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査等委員会は、当該会社の業務執行状況を監査する。
- ③ 各関係会社の事業運営については、各社の取締役より定期的に業務内容の報告を受け、重要案件については、事前協議を行うなど業務の適正を確保する。なお、各関係会社での投資案件等に関しては、原則として当社投資委員会の審議を要するものとする。

(6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の独立性に関する事項

- ① 当社は、監査等委員会の要請がある場合には、監査等委員会の職務を補助する使用人を選任する。
- ② 当該使用人の人事等については、事前に監査等委員会の同意を得ることとする。

(7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- ② 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が決裁する稟議書その他職務執行に関する重要書類を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して説明を求め、または報告を受けることができる。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）はその職務の執行状況や内部統制システムの構築及び運用状況等について、監査等委員会に報告する。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社の目的外の行為その他法令若しくは定款に反する事実を発見したとき、または経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について決定したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならない。
- ⑤ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果を随時監査等委員会に報告するものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、当社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるように努める。
- ② 代表取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が、監査等委員会監査の重要性と有用性に対する認識及び理解を深めるよう促し、監査等委員の職務執行が実効的に行われるよう相互に協力する。
- ③ 監査等委員会は、内部監査室及び会計監査人と定期的に会合を持つなど相互に連携し、監査方針や計画、監査結果の報告を受け、監査等委員会監査の実効性確保を図るものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した改善点につきましては、是正措置等を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は下記のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

- ① 内部監査部門である内部監査室は、当社グループの内部監査を毎年定期的実施し、監査結果を担当役員に報告しております。
- ② 取引先との関係において、社内規定に基づき、取引先が反社会的勢力でないことを確認したうえで取引を開始するなど、反社会的勢力排除に対する取り組みを実施しております。

(2) リスク管理体制の強化

- ① 内部通報制度により、当社従業員等が法令、定款、社内規則に違反する行為又は違反するおそれがある行為を発見した場合の報告、相談体制を構築し、運用しております。
- ② インサイダー取引防止のため、当社役職員が自社株式を売買する場合は、当社担当役員に事前申請し許可を得た場合のみ売買できる体制を取っております。

(3) 企業グループにおける業務の適正の確保

当社グループの管理につきましては、毎月の取締役会にて月次報告を行い、業績及び経営状況を報告しております。

(4) 監査等委員会の監査体制

- ① 監査等委員会は、毎月及び臨時に開催しており、更に常勤監査等委員につきましては、その他社内会議に出席して情報収集を行い、経営の監視を図っております。
- ② 当社は監査等委員の職務を補助する使用人を選任しております。当該補助使用人は業務部門を兼任しておりますが、監査等委員職務の補助にあたっては、取締役からの独立性が確保されております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主への長期的な利益還元を経営の重要課題として位置づけております。利益配当につきましては、事業展開及び経営基盤の強化に必要な内部留保の充実に努めつつ、業績に応じた配当を継続的に行うことを基本方針としております。

しかしながら、当事業年度においてはリーマンショック以降の累計損失を埋めるまでには至らず、利益剰余金がマイナスとなりましたため、誠に遺憾ではありますが、期末配当を無配とさせていただきます。

今後、より安定的に収益計上できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	7,147,431	流 動 負 債	1,177,570
現金及び預金	789,069	短期借入金	372,500
たな卸資産	4,970,060	1年内返済予定の長期借入金	274,551
共同事業立替金	1,276,212	未払費用	255,232
その他の	112,754	未払法人税等	237,275
貸倒引当金	△666	その他の	38,010
固 定 資 産	100,388	負 債 合 計	1,177,570
有形固定資産	4,228	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	3,014	株 主 資 本	6,068,539
その他の	1,214	資 本 金	8,616,192
無 形 固 定 資 産	466	資 本 剰 余 金	8,380,912
その他の	466	利 益 剰 余 金	△10,488,361
投資その他の資産	95,694	自 己 株 式	△440,204
投資有価証券	13,470	新 株 予 約 権	1,710
保 証 金	20,512	純 資 産 合 計	
長期貸付金	153,448	6,070,249	
その他の	33,920	負 債 ・ 純 資 産 合 計	
貸倒引当金	△125,657	7,247,819	
資 産 合 計	7,247,819		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		2,244,687
売上原価		757,344
売上総利益		1,487,342
販売費及び一般管理費		715,605
営業利益		771,737
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,928	
その他の営業外収益	18,463	25,391
営業外費用		
支払利息	30,875	
株式交付費	89,500	
貸倒引当金繰入額	58,227	
その他の営業外費用	5,104	183,708
経常利益		613,420
税金等調整前当期純利益		613,420
法人税、住民税及び事業税		191,692
当期純利益		421,727
親会社株主に帰属する当期純利益		421,727

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2 0 1 8 年 3 月 1 日 期 首 残 高	7,614,702	7,379,422	△10,910,089	△440,204	3,643,831
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	1,001,490	1,001,490			2,002,980
親会社株主に帰属する 当期純利益			421,727		421,727
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の計 変動額合計	1,001,490	1,001,490	421,727	—	2,424,707
2 0 1 9 年 2 月 2 8 日 期 末 残 高	8,616,192	8,380,912	△10,488,361	△440,204	6,068,539

	新株予約権	純資産合計
2 0 1 8 年 3 月 1 日 期 首 残 高	8,340	3,652,171
連結会計年度中の変動額		
新株の発行 (新株予約権の行使)		2,002,980
親会社株主に帰属する 当期純利益		421,727
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	△6,630	△6,630
連結会計年度中の計 変動額合計	△6,630	2,418,077
2 0 1 9 年 2 月 2 8 日 期 末 残 高	1,710	6,070,249

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	6,663,804	流 動 負 債	4,276,374
現 金 及 び 預 金	772,774	短 期 借 入 金	372,500
販 売 用 不 動 産	419,283	関 係 会 社 短 期 借 入 金	2,559,302
仕 掛 販 売 用 不 動 産	92,688	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	274,551
共 同 事 業 出 資 金	1,459,391	未 払 費 用	990,243
共 同 事 業 立 替 金	1,276,212	未 払 法 人 税 等	36,350
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	2,140,172	そ の 他	43,427
そ の 他	503,947	固 定 負 債	81,869
貸 倒 引 当 金	△666	債 務 保 証 損 失 引 当 金	81,869
固 定 資 産	102,413	負 債 合 計	4,358,243
有 形 固 定 資 産	4,228	純 資 産 の 部	
建 物	3,014	株 主 資 本	2,407,614
そ の 他	1,214	資 本 金	8,616,192
無 形 固 定 資 産	466	資 本 剰 余 金	8,380,912
そ の 他	466	資 本 準 備 金	8,380,912
投 資 そ の 他 の 資 産	97,719	利 益 剰 余 金	△14,149,286
関 係 会 社 出 資 金	2,100	利 益 準 備 金	2,516
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,648,167	そ の 他 利 益 剰 余 金	△14,151,802
長 期 貸 付 金	153,448	別 途 積 立 金	3,800,000
長 期 未 収 入 金	374,592	繰 越 利 益 剰 余 金	△17,951,802
そ の 他	33,982	自 己 株 式	△440,204
貸 倒 引 当 金	△2,114,572	新 株 予 約 権	360
		純 資 産 合 計	2,407,974
資 産 合 計	6,766,218	負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,766,218

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,086,279
売 上 原 価		757,344
売 上 総 利 益		328,935
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		532,947
営 業 損 失		204,012
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	53,578	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	18,463	72,041
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	110,085	
株 式 交 付 費	89,500	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	40,082	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	5,997	245,666
経 常 損 失		377,637
税 引 前 当 期 純 損 失		377,637
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		△138,399
当 期 純 損 失		239,237

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 金	利 益 剰 余 金			
		資 本 金	利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 計 合
				別 途 繰 越 利 益 金 積 立 金 剰 余 金	金	
2 0 1 8 年 3 月 1 日 期 首 残 高	7,614,702	7,379,422	2,516	3,800,000	△17,712,564	△13,910,048
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)	1,001,490	1,001,490				
当 期 純 損 失 (△)					△239,237	△239,237
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	1,001,490	1,001,490	－	－	△239,237	△239,237
2 0 1 9 年 2 月 2 8 日 期 末 残 高	8,616,192	8,380,912	2,516	3,800,000	△17,951,802	△14,149,286

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合		
2 0 1 8 年 3 月 1 日 期 首 残 高	△440,204	643,871	8,340	652,211
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
新 株 の 発 行 (新 株 予 約 権 の 行 使)		2,002,980		2,002,980
当 期 純 損 失 (△)		△239,237		△239,237
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)		－	△7,980	△7,980
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	－	1,763,742	△7,980	1,755,762
2 0 1 9 年 2 月 2 8 日 期 末 残 高	△440,204	2,407,614	360	2,407,974

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年4月17日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和
指定社員 公認会計士 星山和彦 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山野井俊明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ランドの2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2019年4月17日

株式会社ランド
取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 星山和彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 山野井俊明 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ランドの2018年3月1日から2019年2月28日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成30年3月1日から平成31年2月28日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年4月18日

株式会社ランド 監査等委員会

常勤監査等委員	齊 藤 守 人 ㊞
監査等委員	五十嵐 啓 二 ㊞
監査等委員	大 畑 俊 信 ㊞

（注）監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

当社は、誠に遺憾ながら、2019年2月28日現在の個別決算におきまして、繰越利益剰余金に17,951,802,154円の欠損が生じております。

当社といたしましては、早期の業績改善と財務体質の健全化を推し進めるべく取り組んでおりますが、繰越損失の解消には相当の期間を要することが見込まれます。

つきましては、この欠損を填補し、早期復配の実現と今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えることを目的として、資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金の額、資本準備金の額及び利益準備金の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ、利益準備金及び別途積立金を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部について取り崩して繰越利益剰余金に振り替え、増加した繰越利益剰余金の全額を欠損補填に充当させていただきたいと存じます。

なお、本議案は、資本金、資本準備金及び利益剰余金の額の減少による発行済株式総数の変更はありませんので、株主の皆様のお所有株式数に影響を与えるものではありません。

また、本議案は、純資産の部における勘定科目の振り替えであり、当社の純資産額に変更を生じるものではなく、1株当たりの純資産額に変更を生じるものでもございません。

1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、下記のとおり振り替えさせていただきたいと存じます。

(1) 減少する資本金の額

現在の資本金の額8,616,192,171円を8,566,192,171円減少して、50,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(2) 減少する資本準備金の額

現在の資本準備金の額8,380,912,345円を全額減少して、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えます。

(3) 減少する利益準備金の額

現在の利益準備金の額2,516,000円を全額減少して、0円とし、減少する利益準備金の額の全額を、繰越利益剰余金に振り替えます。

2. 剰余金処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記1.(1)及び(2)の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、次のとおり剰余金の処分をいたしたく存じます。

(1) 増加後のその他資本剰余金の額16,947,104,516円のうち、14,149,286,154円を減少して2,797,818,362円とし、減少するその他資本剰余金の額の全額を、繰越利益剰余金に振り替えます。

(2) 現在の別途積立金の額3,800,000,000円を全額減少して、0円とし、減少する別途積立金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えます。

以上、1.及び2.により、合計17,951,802,154円全額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損状態が解消して繰越利益剰余金が0円となり、その他資本剰余金が2,797,818,362円となります。

3. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を発生する日

2019年7月25日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) A種種類株式の全部を消却したことに伴い、当該種類株式の発行可能株式総数に関する規定を削除するとともに、普通株式の発行可能株式総数を変更するものであります。
- (2) A種種類株式の全部を消却したことに伴い、当該種類株式や種類株主総会に関する規定を削除するとともに、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条（発行可能株式の種類および総数） <u>当会社の発行可能株式の種類は、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない普通株式と次条に定める内容の種類株式（以下、「A種種類株式」という。）の二種類とする。</u>	第6条（発行可能株式総数） <u><削除></u>
<u>2. 当会社の発行可能株式の総数は、1,483,896,000株とし、このうち、当会社の各種類株式の発行可能総数は、次のとおりとする。</u> <u>普通株式</u> 1,481,146,000株 <u>A種種類株式</u> 2,750,000株	当会社の発行可能株式総数は、1,483,896,000株とする。
<u>第6条の2（A種種類株式）</u> <u>当会社の発行するA種種類株式の内容は、次の各号に定めるとおりとする。</u> <u>(1) 無配当</u> <u>当会社は、A種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者に対し、金銭を配当財産とする剰余金の配当を行わない。</u> <u>(2) 無議決権</u> <u>A種種類株主は、株主総会において議決権を行使することができる事項はない。</u>	<u><削除></u>

現 行 定 款	変 更 案
(3) 取得請求権 <u>A種種類株主は、いつでも法令に従い、当会社に対して、A種種類株式1個あたり普通株式100個の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができる。</u> (4) 種類株主総会の決議 <u>当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合において、法令に別段の定めがある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> (5) 併合または分割、無償割当等 ① <u>当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株式を併合または分割しない。</u> ② <u>当会社は、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主に対して、会社法第202条第1項に定める募集株式の割当てを受ける権利、および会社法第241条第1項に定める募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当ておよび新株予約権無償割当てを行わない。</u> 第7条（単元株式数） <u>当会社の各種類株式の単元株式数は、いずれも100株とする。</u> 第8条～第11条 （条文省略）	第7条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。 第8条～第11条 （現行どおり）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 第12条～第17条 （条文省略） <u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第12条から第14条まで、第16条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>2. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>	第3章 株主総会 第12条～第17条 （現行どおり） ＜削除＞

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当及び重要な兼職の状況
1	まつ くに まさ きの 松 谷 昌 樹	代表取締役社長 再 任
2	さ せ まさ あき 佐 瀬 雅 昭	常務取締役 管理部長 再 任
3	わた なべ たかし 渡 部 隆	常務取締役 経営企画部長 再 任

再 任

：再任取締役候補者

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	まつ たに まさ き 松 谷 昌 樹 (1968年6月7日)	1991年4月 株式会社大京 入社 1996年12月 当社設立 代表取締役社長（現任） <取締役候補者とした理由> 当社の創業者として長年に亘り経営の指揮を執り、熱意と強い責任感を持って経営にあたっております。不動産業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験をもとに、今後も強いリーダーシップが期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	220,000,000株
2	き せ まさ あき 佐 瀬 雅 昭 (1965年9月18日)	1988年4月 株式会社大京 入社 1999年3月 株式会社シード 入社 2000年3月 オートバイテル・ジャパン株式会社 入社 2001年2月 当社入社 管理部長（現任） 2003年5月 当社取締役 2007年5月 当社常務取締役（現任） <取締役候補者とした理由> 当社及び当社グループ会社の取締役として長年に亘り管理部門全体を統括し、経営課題に対し着実に取り組んでおります。その実績、能力、不動産業界における長年の経験等により、経営に関する豊富な知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。	156,600株
3	わた なべ たかし 渡 部 隆 (1965年7月1日)	2002年5月 当社 入社 2006年4月 当社管理部次長 2007年4月 当社経営企画部長（現任） 2013年5月 当社取締役 2017年5月 当社常務取締役（現任） <取締役候補者とした理由> 入社以来、管理部門及び経営企画部門に従事して要職を歴任し、現在では常務取締役として当社グループの事業を牽引しております。事業戦略の意思決定にも深く携わっており、今後も当社経営への貢献が期待できることから、引き続き取締役候補者いたしました。	55,900株

(注)各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

【参考】 監査等委員である取締役候補者一覧

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当および重要な兼職の状況		
1	さいとうもりんど 齊藤守人	取締役（常勤監査等委員）		再任 社外 独立
2	いがらしけいじ 五十嵐啓二	取締役（監査等委員）	日比谷見附法律事務所 代表	再任 社外 独立
3	おおはたとしのぶ 大畑俊信	取締役（監査等委員）	大畑俊信税理士事務所 代表	再任 社外 独立

再任

：再任取締役候補者

社外

：社外取締役候補者

独立

：独立役員候補者

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式の数
1	さいとう もりんど 齊 藤 守 人 (1943年8月9日生)	1962年4月 名古屋国税局 1982年7月 東京国税不服審判所 国税審査官 1991年7月 税務大学校教育第二部 教授 1999年7月 東京国税局徴収部 徴収課長 2001年7月 豊島税務署長 2002年8月 齊藤守人税理士事務所開業 2005年5月 当社 社外監査役 2010年5月 当社 常勤社外監査役 2017年5月 当社 社外取締役〔常勤監査等委員〕（現任） <監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 税務の専門家として長年の経験と高い見識を有しており、常勤の監査等委員である取締役として、都度、客観的かつ広範な視点から意見を述べております。今後も当社取締役会の監督機能強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者といいました。	139,200株
2	いがらし けいじ 五十嵐 啓 二 (1948年4月8日生)	1975年10月 司法試験合格 1978年3月 司法修習修了（30期） 1978年4月 弁護士登録 1995年4月 日比谷見附法律事務所開業（現任） 2005年5月 当社 社外監査役 2017年5月 当社 社外取締役〔監査等委員〕（現任） <監査等委員である社外取締役候補者とした理由> 弁護士として長年の経験と高い見識を有しております。これまでの豊富な経験及び知見等を活かし、当社取締役会の監督機能強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者といいました。	315,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職状況	所有する当社の株式の数
3	おおはたとしのぶ 大畑俊信 (1950年5月31日生)	1970年4月 福岡国税局 1996年7月 東京国税局徴収部徴収課 課長補佐 2001年7月 税務大学校教育第二部 教授 2004年7月 預金保険機構 特別業務第二課長 2007年7月 東京国税局徴収部 特別整理第一課長 2008年7月 沖縄国税事務所 次長 2010年7月 江戸川北税務署 署長 2011年8月 佐倉市役所税務部 参事 2016年8月 大畑俊信税理士事務所開業（現任） 2017年5月 当社 社外取締役〔監査等委員〕（現任） ＜監査等委員である社外取締役候補者とした理由＞ 税務の専門家として長年の経験と高い見識を有しております。これまでの豊富な経験及び知見等を活かし、当社取締役会の監督機能強化への貢献が期待されることから、社外取締役候補者といたしました。	41,500株

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 齊藤守人氏、五十嵐啓二氏及び大畑俊信氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 齊藤守人氏、五十嵐啓二氏及び大畑俊信氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
4. 当社は、齊藤守人氏、五十嵐啓二氏及び大畑俊信氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が選任された場合は、引き続き、独立役員となる予定であります。
5. 当社は、齊藤守人氏、五十嵐啓二氏及び大畑俊信氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、2019年5月29日（水曜日）の午後7時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコン、携帯電話による方法

- ・議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインが出来ない場合があります。QRコードでのログインが出来ない場合には、上記2.（1）パソコン、携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県横浜市西区北幸二丁目11番1号
横浜駅西口 タカシマヤ ローズホール
(会場が前回と異なっておりますので、お間違えないよう
ご注意ください。)



交 通 J R線、東急東横線、京浜急行線「横浜駅」西口より徒歩9分
相模鉄道線、横浜市営地下鉄「横浜駅」9番出口より徒歩6分

お願い：駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮
くださいますようお願い申し上げます。